

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させるため、2015年4月以降の介護制度が改正された。その概要を以下に記す。

1 費用に関する主な変更点

- (1) 65歳以上で一定所得以上の人は介護保険サービスの利用時は自己負担が2割になる。
- (2) 高額介護サービス費用の上限を8月から引き上げる。現役並みの所得者は高額介護サービス費用の自己負担限度額が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げる。
- (3) 「特定入所者高額介護サービス費」を受給する条件が変更になった。
所得の低い人には自己負担の上限を設けた。(施設居住費、食費の上限額)
預貯金等が1,000万円以下、夫婦2,000万円以下が要件。非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定する。
- (4) 70歳未満の人の高額医療・介護費用合算制度の限度額を変更した。

2 介護サービスに関する4月からの主な変更点

- (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の新規入所者を原則、「介護3」以上に変更。
特別養護老人ホームに新規入所できるのは、原則として要介護3以上の人(要介護1、2の人でも定められた要件を満たせば入所を認められる場合がある)となった。
- (2) 小規模な通所介護は、地域密着型サービスへ移行する。
小規模な事業者が運営する施設への通所介護は、地域密着型サービスとして、市区町村が事業所の指定や運営基準を定めることになる。
- (3) 介護予防サービスの「介護給付」、要支援の人への「予防給付」がある。予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は「地域支援事業」の「介護予防・日常生活支援統合事業」に移行する。
これにより、既存のサービスに加えてNPOやボランティア、民間企業などによるニーズにあった多様なサービスが受けられるよう、2016~2017年度末までに段階的にサービスの多様化を目指す。

3 介護サービスに関する8月からの主な変更点

- (1) 一定所得(本人の合計所得160万円以上)以上の人が介護サービスを受けた際の自己負担は、2割に変更。
本人の合計所得金額160万円以上の人は2割負担となるが、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上いる世帯では346万円未満の人は1割負担のままとなった。
- (2) 要介護認定者には、負担割合(1割または2割)証明書が送付される。
- (3) 高額介護サービス費の上限額を引き上げる。
同じ月の介護サービスの利用者負担の合計が高額になり、決められた上限額を超えた時は、超過分が「高額介護サービス費」として後刻給付されて、負担が軽減されることになる。
現役並みの所得者は、高額介護サービス費の自己負担上限額が37,200円(月額)⇒44,400(月額)に引き上げられる。
- (4) 70歳未満の人の高額医療・介護合算制度の限度額が変更になった。
同一世帯で、介護保険と医療保険の両方を利用し、介護と医療の自己負担額が上限額を超えた時は、超過分が払い戻される。
70歳未満の人の所得区分が2015年1月から5つに細分化(略)され、600万円超の

所得2区分では上限額が引き上げられた。

(2015/07/22 自治体広報紙「介護保険制度改正」のお知らせ から)

《参考》

1. 介護保険の財源は

40歳以上の国民が納める介護保険料は、国(25%)、都道府県(12.5%)、市区町村(12.5%)の公費負担とともに介護保険を健全に運営するための財源となっており、2015年8月から、65歳以上と40~64歳までの人の負担は、人口比率などをもとに保険料基準額が決められている。

2. 介護保険料の基準額の決め方は

(1) 各自治体で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の負担分(22%) ÷ 各自治体に居住する65歳以上の人数 = 各自治体の2015~2017年度の介護保険料の基準額(月額)

(2) 基準額を基に所得に応じた負担として17段階に区分(0.43~2.30)して保険料月額
の算出をする。

(3) 用語解説

▲ 合計所得金額 — 年金、給与等の収入から必要経費(公的年金の場合は公的年金控除額)を差し引いた所得金額の合計のこと。

▲ 老齢福祉年金 — 明治44(1911)年4月1日以前に生まれた一定基準にある人に支給されている。

▲ 課税対象年金収入額

非課税年金(遺族年金、障害年金)以外の年金の総支給額のこと。

介護保険料は、毎年4月1日または◇取得日(65歳以誕生日の前日)を賦課期日として世帯状況を決定する。5月以降の65歳の人
は月割計算になる。

2015年度の介護保険料は、2014年1月1日から12月までの合計所得を基に算定している。